



鳴川市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月9日

鳴川市長 佐々木久之

鳴川市規則第42号

鳴川市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鳴川市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成17年鳴川市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「4月1日及び10月1日以降それぞれ6月の期間」を「通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 定期券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 定期券の通用期間のうち6月の期間を超えない範囲で最も長いものに相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1月

第5条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、離職その他市長が定める事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、市長は支給対象期間を定めることができる。

第5条の2に次の2項を加える。

- 3 支給対象期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 4 月の中途において休職（法第28条第2項に規定する休職をいう。）その他の事由が生じた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給対象期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又はその後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（支給対象期間及び支給額の特例）

第5条の3 通勤手当を支給される職員について、通勤経路、通勤方法等を変更した場合における当該職員の支給対象期間及び支給額については、市長が別に定める。

- 2 第10条第3項の規定により通勤手当の額を改定する場合の当該通勤手当の額については、市長が別に定めるところにより、既にその者に支給された額と調整して支給することができる。

第8条第1項ただし書を削り、同項第1号中「6月の定期券の価額（通用期間6月の定期券が発売されていない交通機関等）にあっては通用期間3月の定期券の価額に2を乗

じて得た額、通用期間 6 月の定期券及び通用期間 3 月の定期券が発売されていない交通機関等にあつては通用期間 1 月の定期券の価額に 6 を乗じて得た額)」を「を支給対象期間と同じくする定期券の価額」に改める。

第 8 条の 2 の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員等に係る」を削り、「職員は、」の次に「次の各号に掲げる職員のうち」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下この条において「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 育児休業法第 18 条第 1 項又は鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）第 4 条の規定により採用された職員

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（支給日等）

第 9 条の 2 通勤手当は、支給対象期間に係る最初の月の給料の支給日に支給するものとする。

- 2 通勤手当の支給日までに第 3 条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。
- 3 支給対象期間に係る通勤手当の支給日前において離職をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 4 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給対象期間に係る最初の月であるときにおける当該支給対象期間に係る通勤手当は、異動した日の属する月の末日に職員が所属する給料の支給義務者において支給するものとする。
- 5 職員が住居、通勤経路又は通勤方法を変更することなくその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、従前所属していた給料の支給義務者が既にその者の支給対象期間に係る通勤手当を支給しているときは、当該支給対象期間について既に支給されている通勤手当の額に相当する額は、その者が新たに所属することとなった給料の支給義務者において支給しないことができる。

第 10 条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の場合において、月の初日から末日までの期間に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が 2 以上あるときの支給額は、市長が定める。

第 12 条の前の見出し、同条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 12 条とし、第 15 条を第 13 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。